

# 社会保険に入った方 または家族の保険の扶養になった方へ

役場で、国民健康保険から抜けるための手続きが必要です

手続きに必要なもの ※別世帯の方が手続きをする場合は委任状が必要です

- 1 いままでお使いの**国民健康保険証**
- 2 新しい**健康保険証**  
……加入者全員分
- 3 マイナンバーカード等、**個人番号の確認できるもの**  
……世帯主と加入者全員分
- 4 来庁される方の**本人確認書類**  
……マイナンバーカードや運転免許証等
- 5 **医療証**  
……お持ちの方のみ（※はんこもお持ちください）

## 国民健康保険証で医療機関を受診していませんか

新しい健康保険に加入してから、国民健康保険証を使用して医療機関を受診していると、高島町に**医療費（7～8割）を返還**いただく場合があります。  
該当の方には、高島町町民課医療給付係から通知をお送りします。

## 国民健康保険税（国保税）について

国保税は、国民健康保険から抜ける手続きを行った月の納期限分までお支払いください。  
その後、国保税を再計算し、手続きを行った**翌月に税務課から更正通知**をお送りします。

## 国民年金について

国民年金は会社に勤めた月（または配偶者の扶養になった月）の分から支払不要です。

問合せ

高島町役場 町民課

住民年金係 ☎52-1345

医療給付係 ☎52-1327